

自転車乗車用ヘルメット 着用促進補助金開始！

対象となる方

- 1 市内に住民登録があり、居住している方
- 2 令和4年3月31日までに
 - ・7歳から18歳の年齢になる方
 - ・65歳以上の年齢になる方
- 3 転売等の目的ではなく、個人で使用する方



対象となるヘルメット

- 1 安全基準に適合した新品の自転車乗車用ヘルメット
(例) 安全基準認証マーク SG、JFC等
- 2 個人用に使用されるヘルメット

例) SGマーク



補助金額

自転車乗車用ヘルメットの購入に要した費用（本人支払額）の2分の1、上限2,000円

(補助例)

- ①本人支払額が3,850円の場合
 $3,850円 \times 1/2 = 1,925円 \Rightarrow 1,900円$
 個人負担額は 1,950円 となります。
- ②本人支払額が4,400円の場合
 $4,400円 \times 1/2 = 2,200円 \Rightarrow 2,000円$ (補助上限)
 個人負担額は 2,400円 となります。



購入の仕方

認証マーク付きヘルメットが対象です

市内の販売店、インターネット店舗等で「安全基準に適合した新品の自転車乗車用ヘルメット（認証マーク付き）」を購入し、領収証（児童生徒等の保護者名又は高齢者本人名、領収日、領収金額、購入先、ヘルメットメーカー及び型番が記載されたもの）をもらってください。

「詳しい購入方法や申請方法は、裏面を見てください」



【お問い合わせ先】

豊川市役所 人権交通防犯課交通防犯係 電話 0533-89-2149
 窓口対応 月曜から金曜 8:30~17:15 (年末年始、祝日を除く)

補助金の申請から交付まで

市内の販売店、インターネット店舗等で **新品** の自転車乗車用ヘルメットを購入します。あわせて領収証をもらいます。

注意

○領収証に下記が記載されていること

**児童生徒等の保護者名又は高齢者本人名、領収日
領収金額、購入先、ヘルメットメーカー、型番**



○ヘルメットが安全基準を満たした

「認証マーク付き」であること 例) SG、JFC等

※記載がない場合は、補助対象ヘルメットであることがわかる購入明細等を持参してください。

補助金交付申請書等を人権交通防犯課へ3月1日までに提出します

※令和3年度申請の提出期限です

申込件数には限りがあります。

【申請に必要な書類】

① 豊川市自転車乗車用ヘルメット着用促進事業費補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）

※児童生徒等のヘルメットは保護者が申請してください

② 販売店等が発行した領収証の写し

※領収証にメーカー、型番の記載があること
記載がない場合は購入明細等の写しを添付

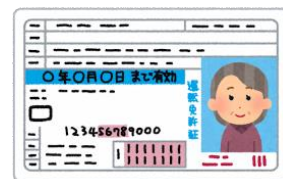
③ ヘルメット着用者（児童生徒等、高齢者）がわかる書類

※提示してください

例) 学生証、健康保険証、運転免許証等

④ 申請者の振込先口座がわかる通帳等

※提示してください



- ※ 郵送で提出する場合は、③④については写しを同封してください
- ※ 様式は豊川市人権交通防犯課のホームページに掲載してあります。

申請書類を審査後、申請書記載の住所に交付決定通知書を郵送します

交付決定通知書が郵送で到着します

補助金が指定口座に振り込まれます



豊川市 ヘルメット 補助

